

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	原料(酒類)の製造に関する免許不要化ならびに特別税率の適用	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、リキュール(酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品(特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料の一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。)を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を1キリットルとする。	【措置①】特産リキュールのみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。 【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。	特産リキュール特区をさらに推進させる提案です。 【事業概要】外部調達した酒類に特産品を混和するだけでは独自性や多様性に限界があります。様々な消費者ニーズに応じていくにはベースとなる酒類自体を手作りすることが必要だと考えます。そこで、フルーツビール(ビールもしくは発泡酒に特産品果汁を混和)に由来のスピリッツを加えた商品を想定。ベースとなるビールもしくは発泡酒は小規模向け製法により低投資・簡易技術で製造が可能であり、自家製造することで独自性を出し、飲食店・酒販店・特産品生産農家・料理家・小売店などの参入によって小規模・多品種・多立地での展開が可能となります。 【措置①】酒税法第7条第1項但し書きで原料として自ら製造する酒類に免許は不要となっています。一方で本件特区法によって原料として使用する酒類の自己製造が禁じられています。本来許されているものが特区法によって規制されるのは、特区主旨から外れており法的にも整合性を欠いています。 【措置②】製法において、特産品の使用方法が規制されています。醸造過程の原料として使用することを認める拡充措置を望みます。上記措置①②により、商品の独自性向上とコストダウン効果による推進をはかります。また、保税面で見ても損失はありません。	C	I	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区におけるリキュールに係る最低製造数量基準の特例は、他者から購入した酒類を原料としたリキュール製造の特例であるが、これは、他者から購入した酒類に梅等を混和することによって比較的簡易な製造設備でリキュールの製造が可能となることから、製造コストの低減が図られると考えられたものであり、リキュールに係る原料用の酒類を製造するために更なる設備投資を行うことは本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。	醸造家創出プロジェクト	108010	個人	神奈川県	財務省
070020	特定酒類製造事業について対象者および使用原料の条件緩和	酒税法第7条2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特定酒類製造事業について、 【措置①】対象者として特区域内のシニア(65歳以上)へ拡大させる。 【措置②】使用する米について特区内生産米とし生産者の特定条項を外す。	どぶろく特区の段階的拡大策を提案します。 【事業概要】すでに認定が100件を超え経済的にも多大な効果が認められています。しかし、日本社会全体で見れば農家のみに特権化されており全国展開および一般化には大きな余地があると言えます。一方で参入者段階の知識不足や書類不備、および技術向上やマーケティング力など課題も発生しています。そこで、社会的問題であるシニア層の就業問題そして経済活力の維持による税収対策、さらには平成22年度評価意見「特区において当分の間存続」を踏まえ拡大策として対象者及び使用米の段階的拡大を次なる事業モデルとして提案いたします。	C	I	構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による薄利の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じたコストの回収が容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、②農家民宿等におけるその他の醸造酒(いわゆるどぶろく)の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。	醸造家創出プロジェクト	108020	個人	神奈川県	財務省
070030	免許不要アルコール度数の数値	酒税法第2条及び同法第	「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料(薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの(アルコール分が90度以上のアルコールのうち、酒税法第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。))又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。 酒類には、酒税を課する。 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	醸造酒類において免許不要となるアルコール度数を5度未満とする。 ※少量生産かつ自家消費に限ります。 ※発泡性酒類を含みます。 ※蒸留酒類および混成酒類は含みません。	低アルコール醸造酒の自家醸造解禁で開業者創出を提案します。 【事業概要】国内生産でみると5度未満の蒸留酒類及び醸造酒類は極少である。これは、酒税法による参入制限＝権利化された市場にも関わらず、生産者が存在しない(極端に少ない)ゾーンである。特に醸造酒類におけるこの市場は規模が小さいため大手メーカーは手を出しづらく将来的に活用される展望も描き難い。反面、スーパーやホームセンターはPB(海外生産)でこの市場に取組んでいる。結果、低価格戦略とアルコール免許制度の影響でより一層国内新規参入者は出現しように無い。そこで、醸造酒類における低アルコール市場を国内生産で健全に育成するために、新規醸造家の育成と規制緩和が急務と言えます。規制緩和は上記2種の特区拡充により実現でき、新規参入者は醸造の経験者を拡大させることで育成が可能となります。そこで、個人生活の範囲で経験を積む機会を与え急速に裾野を広げることと経験者拡大をはかります。つまり自家醸造の裾野を拡げ醸造事業参入者の創出および国内生産量増加と市場拡大をはかりたいことです。またこれは、酒税および消費税増収機会だけでなく広範囲な経済効果(雇用を含めた産業連関)が見込まれます。	C	I	ご提案は、「アルコール分一度以上の飲料」とする酒税法の酒類の定義を、「アルコール分五度以上の飲料」とする特例の創設と理解しているが、これは、酒税の課税対象の範囲を変更する内容のものであり、税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ないものと考えている。	醸造家創出プロジェクト	108030	個人	神奈川県	財務省
070040	酒税法上の試験製造免許の条件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編第7条第3項関係2	酒類の試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)に規定する学校をいう。))において教育のために酒類の試験製造を行う場合 (2) 国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合 (3) 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (4) 独立行政法人酒類総合研究所及び地方独立行政法人において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合 (5) 新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合 (6) 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合	教育目的で付与される酒税法上の試験製造免許の対象に民間事業者を加える。	事業を担う人材の育成と、税務執行の負担軽減に寄与します。 【事業概要】学校法人以外の民間事業者に対し、教育目的の試験製造免許を付与する提案です。付与された事業者は教育だけに留まらずビジネスインキュベーションの役割を担い、上記3種の特区事業を支えます。※これは、上記3種の特区と一体となりはじめて効力を発揮します。 【効果①】醸造学校(既存の国内醸造学校(学科))は少数で期間も最長3年と永く特区への貢献は限定的です。そこで、免許を取得する酒類および製法ならびに醸造技術を絞ることによって短期化・簡易化をはかります。これにより事業を担う人材を育成し継続発展を実現します。※限定製法は小規模事業者向けに最適化された製法を採用。 【効果②】経営支援(地域と共に歩み商品開発支援・技術向上・イースト独自研究・知識習得機会の提供・経営相談など)を実施、経営基盤の底上げにより酒税の保全にも貢献します。地元密着性において農業者の農業試験場と機能が近いと言えます。 【効果③】事前指導(記載・申告・書類作成など)における知識提供と事前指導を行います。免許申請時だけでなく免許更新時や納税時の事前対策により不備率を減少させ、スムーズな税務執行に貢献します。この事前指導にかかるコストは利用者がかかると負担する構造(会費名目で徴収)となり民間事業として成立します。 【効果④】規格共通性(製法・技術・設備・器具などを共通(標準)化することで、共同研究や知見共有が推進されます。これは、税務調査の型化やコスト軽減という効果にもつながります。	C, D	—	酒類の試験製造免許は、通常の酒類の製造免許の例外として付与しているものであり、制度の現状で記載した(1)から(6)の場合に限って認めています。 したがって、ご提案の学校法人以外の民間事業者に対し教育目的の試験製造免許を付与することは困難です。 他方、酒類の試験製造免許は、学校等において教育のために行う場合のほか、真に試験研究に該当する新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合についても取得可能であることから、ご提案の商品開発支援などを目的とする酒類の試験製造を行う場合には、酒税法第10条に規定する免許の要件を満たしていれば、民間の事業者の方においても取得できるものと考えています。	醸造家創出プロジェクト	108040	個人	神奈川県	財務省